

検査の流れ



生体検査：獣畜の生前の状態について異常の有無を検査します。

異常が認められず、食用としてとさつすることが適当と判断される場合、とさつを開始します。



解体前検査：とさつ時、解体前に放血の性状等の検査を行い、異常の有無を確認します。問題がなければ、とさつされた獣畜の解体を開始します。



解体後検査：解体された獣畜の枝肉や内臓肉を検査します。食用として不適当な異常が認められた場合、その一部または全部を廃棄します。



解体後検査（豚）



解体後検査（牛）



精密検査：枝肉や内臓肉の詳しい検査を行う必要がある場合、合否を一時保留して精密検査を実施します。

検査の結果、食用として不適当と判断された場合は廃棄されます。

BSE検査：精密検査の一つに BSE 検査があります。

月齢に関わらず、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛について、BSE スクリーニング検査を実施します。



検印：と畜検査に合格した枝肉や内臓肉には検印が押印され、食肉として出荷されます。